

まき餌かごの大きさ等の制限

(神奈川海区漁業調整委員会指示)

【海区漁業調整委員会指示の概要】

遊漁者(釣り人)が遊漁船やプレジャーボートなどを利用して釣をする場合に、使用するまき餌かごの大きさはLサイズ以下です。また、一つの仕掛けに付けるまき餌かごは1個です。

遊漁者(釣り人)が船舶から釣をする場合の制限です。

【目的等】

遊漁者の皆さんが、釣をする際に過度にまき餌を使用されますと、撒かれたエサが海底へ沈着することにより漁場環境が悪化し、また一定の箇所に魚が停滞しやすくなってしまいます。

こうしたことから、神奈川海区漁業調整委員会では釣や漁業を行なう漁場を適切に保全するため、まき餌かごの大きさ等について、漁業法第67条第1項の規定に基づき委員会指示を発動し制限をしました。

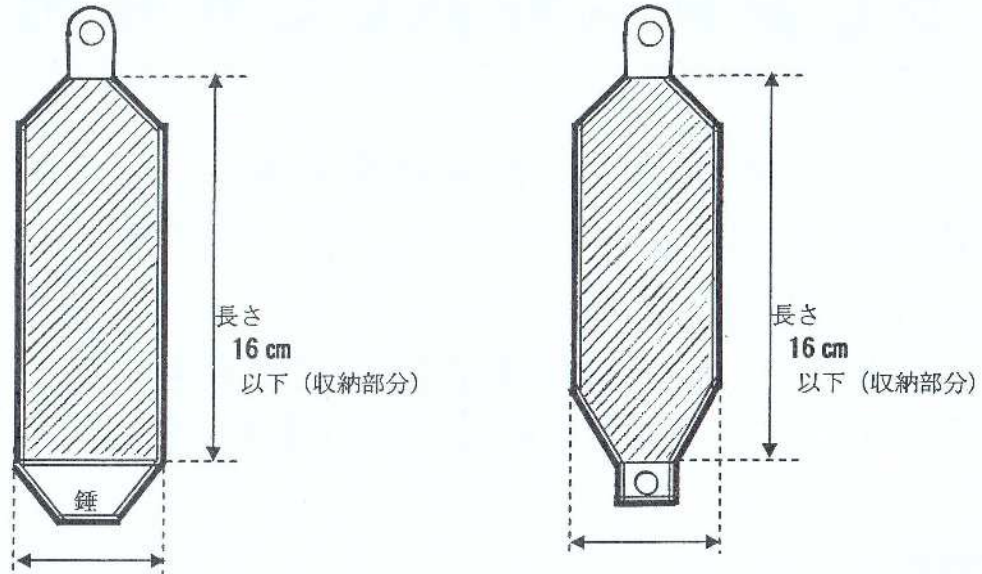
1 使用できるまき餌かごの大きさ

外径5.5cm以下(放出するまき餌量調整などのために取り付けられた突起した部分を除く)、長さ16cm以下(まき餌を収納する部分)のいずれの条件も満たすもの。

2 使用できるまき餌かごの数

1つの仕掛けに1個

まき餌かごの大きさ



外径 5.5 cm 以下 (収納部分)

外径 5.5 cm 以下 (収納部分)

まき餌かごのサイズはメーカーによって多少異なりますが、Lサイズまでは、使用可能です。

委員会指示とは

漁業法第67条第1項の規定に基づくもので、水産動植物の繁殖保護、漁業権又は入漁権の行使の適切化、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止などを関係者に対し指示することができるかとされています。

なお、海区漁業調整委員会指示に違反した場合、漁業法第139条の規定により、罰則が適用され場合があります。(1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)